

令和7年度税制改正大綱 — 国際課税に関する改正

移転価格税制（利益B）、CFC税制（合算タイミング）、 グローバル・ミニマム課税、外国人旅行者向け免税店

長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 **南 繁樹**

国際課税に関する改正点

昨2024（令和6）年12月20日、自民党と公明党は令和7年度与党税制改正大綱（以下「大綱」という。）を公表した¹。本稿では、国際課税に関する重要な改正点として、下記の項目を取り上げる。

- 移転価格税制に関する「利益B」（販売会社の利益率に関する、コンパラを使用しない簡素な算定方法）の取扱い（下記第1）
- CFC税制の合算タイミング変更と書類簡素化（下記第2）
- グローバル・ミニマム課税に関するUTPRとQDMTTの法制化（下記第3）

- 外国人旅行者向け免税店の見直し（下記第4）
- 「物品販売」に対する消費税のプラットフォーム課税（下記第5）

本稿は、大綱に基づいて速報性を重視して要旨を紹介するものであり、筆者の推測や私見も含む。詳細は2025（令和7）年1月以降の通常国会に上程される税制改正法案や最終的に成立した法律を参照する必要があることに留意されたい。なお、本稿のうち意見にわたる部分は筆者個人のものであり、筆者が過去又は現在において所属する組織に属するものではない。

第1 移転価格税制：販売活動に関する利益Bは、売上高にかかわらず、実務に影響

「BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクト」に関し、大綱では第1の柱に言及があるほか、第2の柱に関して軽課税所得ルール（UTPR）と国内ミニマム課税（QDMTT）の新設が行われる（下記第3）。特に、移転価格税制に関する利益Bについては、適用対象が限定されておらず（後述）、本年（2025年）からの適用の可能性もあ

り、早急な確認と検討が必要である。

1 第1の柱、利益B （コンパラなしの利益率算定）

(1) 中小企業も適用対象となりうる

グローバル・ミニマム課税の適用範囲は、総収入金額（売上高）7億5,000万ユーロ以上（約1,200億円以上）の多国籍企業グループに限ら

¹ <https://www.jimin.jp/news/policy/209630.html>